北広島町都市計画審議会委員募集要項

１．趣旨

現在の都市計画マスタープランの目標年度が令和８年度末となっていることから、本町では北広島町都市計画審議会（以下「審議会」という。）にて令和９年度以降の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定するよう準備を進めています。

これらのプラン等の策定にあたり、多様な視点からの審議・議論を行うため、審議会の委員を公募します。

２．審議会が担う役割

審議会では、町の都市計画に関する基本的な方針として、都市づくりの将来像や土地利用・道路等の都市施設の整備方針などを明らかにするための「北広島町都市計画マスタープラン」と、都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画となる立地適正化計画について審議します。

※参考：北広島町都市計画審議会条例　第２条

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

（１）本町が定める都市計画について

（２）都市計画について本町が提出する意見に関すること。

（３）その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

３．委員の任期・委員会の開催回数など

委員の任期	令和８年１２月１日から２年間
委員会の開催回数など	１年間に２～３回程度 （開催は役場開庁時間内で、２～３時間程度）

４．募集人数

２名以内（委員全体の人数は１５名以内）

５．報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

６．応募資格

北広島町に居住されている方

７．応募方法

募集期間：令和８年１０月１９日（月）～令和８年１１月１０日（火）必着

持参の場合、午前８時３０分から午後５時１５分まで受け付けます。（但し、閉庁日を除く）

提出書類：別紙応募用紙を、北広島町役場建設課都市管理係へ持参・郵送または電子メールにより提出してください。

８．選考方法

応募の動機・理由を中心に応募用紙の記載内容を総合的に判断し、選考委員会において選考します。

９．選考結果

応募者全員に通知します。

10. 問合せ先

北広島町役場建設課都市管理係

〒731-1595　広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

電話:0826－72－7364　　Ｅメール：kanri@town.kitahiroshima.lg.jp

メール